

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、海外販路の拡大及び認知度向上等を同時に実現するための輸出促進施策を加速・強化。

更に、ポストコロナの好機を的確に捉え、酒類業構造転換支援等を新たに実施し、国内向け施策と輸出促進施策を両輪として展開。(※ ○は令和3年度当初予算、◎は令和2年度第3次補正予算)

国内向け施策

酒類業構造転換支援

新規

【3次補正 6.0億円】

- ◎ 酒類事業者が抱える構造的課題の解決に向けた新規性・先進性のある取組を支援し、ポストコロナに向けた酒類事業者の経営改革、酒類業界の構造転換を促進

(補助対象となる取組)

- ① 商品の差別化による新たなニーズの獲得
- ② 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
- ③ ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

輸出促進施策

海外販路拡大に向けた取組

【R3 3.3億円、3次補正 4.0億円】

- ◎ 消費者の嗜好等を把握するための市場調査 拡充
- ◎ 海外拠点におけるコーディネーター設置・活用 拡充
- 海外大規模展示会においてジャパブースを設置
- 海外商談会の実施、海外バイヤーの招へい
- 輸出商社・卸と酒類製造者等のマッチング等支援(日本産酒類輸出促進コンソーシアム) 拡充
- 沖縄振興の観点から琉球泡盛等のプロモーション等

認知度向上等に向けた取組

【R3 10.3億円、3次補正 3.1億円】

- 海外需要を積極的に取り込み輸出拡大につなげるため、酒類事業者による商品のブランド化や酒蔵ツーリズム推進に係る取組を支援 拡充 新規
- 地理的表示(GI)シンポジウム等の開催 拡充
- ジャパンハウス等を活用した日本産酒類のPR 拡充
- 海外の酒類専門家の招へい(酒蔵視察等) 拡充
- ◎ 日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた調査及び保存・活用体制の整備 新規 等

(注) この他に令和3年度予算において、以下を計上。

- ・ 酒類総合研究所に対する運営費交付金【10.4億円】(ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)
- ・ 日本酒造組合中央会の国酒振興事業に対する補助金【6.0億円】(イベント等を通じた消費者に対する情報発信、技術継承のための勉強会等)

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（別表1）

（参考）

（令和2年12月15日 農林水産業・地域の活力創造本部決定）

重点品目	ターゲット国	2025年目標 (2019年)	具体的課題・方策（抜粋）
清酒	米国、中国、香港、 EU・英国、台湾、 シンガポール	600億円 (234.1億円)	<ul style="list-style-type: none"> • EPA等による関税・輸入規制の撤廃、地理的表示の保護の早期の実現に向けて交渉を継続 • 日本食レストランや日系スーパーでの取扱いを更に拡大するほか、非日系市場にも浸透を図る • 国際的イベントを活用した情報発信や、酒蔵ツーリズムを活用したインバウンド需要の拡大により、認知度向上に取り組む • ユネスコ無形文化遺産登録に向け、保存・活用体制の整備などの検討を加速 • 地理的表示やブランド化の推進による商品の高付加価値化 • 市場調査を実施し、各国・地域の嗜好やニーズを把握 • 商社・卸と製造者のマッチング等を通じた販路拡大
ウイスキー	EU・英国、米国、 中国、台湾	680億円 (194.5億円)	<ul style="list-style-type: none"> • 大手メーカーを中心に民主導で順調に輸出を伸ばしている • EPA等による関税・輸入規制の撤廃、早期の実現に向けて交渉を継続 • 中小事業者をターゲットとした販路開拓を支援 • 原酒の確保という課題について、事業者や事業者団体の取組をサポート
本格焼酎・ 泡盛	中国、米国、台湾	40億円 (15.6億円)	<ul style="list-style-type: none"> • EPA等による関税・輸入規制の撤廃、地理的表示の保護の早期の実現に向けて交渉を継続 • 清酒（日本酒）と比較して諸外国での認知度が低いため、国際的イベント等を活用した情報発信や、酒蔵ツーリズムを活用したインバウンド需要の拡大による認知度向上が喫緊の課題 • 市場調査を実施し、各国の嗜好やニーズ、日本酒等とは異なる販路を踏まえた、認知度向上・販路開拓に取り組む • ユネスコ無形文化遺産登録に向け、保存・活用体制の整備などの検討を加速 • 地理的表示やブランド化の推進による商品の高付加価値化 • 事業者に対して輸出意識の啓発を行い、輸出の機運を醸成

日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた検討

日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会 中間とりまとめ（令和元年12月25日）

※日本酒の輸出拡大やブランディング推進などの検討を行う国税庁の有識者会議（文化庁もオブザーバー出席）

ユネスコ無形文化遺産への登録【文化庁、国税庁】

「稼ぐ文化」の柱の一つとして、日本酒等のユネスコ無形文化遺産への登録に向け、検討を開始する。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

日本酒等のユネスコ無形文化遺産への登録を視野に調査を2020年度中に開始する。

菅総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日第204回通常国会）

日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指します。

文化庁が行う醸造技術などの調査に協力し、日本酒造組合中央会等とも連携して、令和2年度第3次補正予算による調査及び保存・活用体制の整備に取り組み、登録に向けた検討を加速する。

（参考）食文化振興の動き

平成25年 「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産への登録

令和2年4月 文化庁参事官（食文化担当）設置

食文化の基本政策をとりまとめるとともに、地域活性化に資する食文化振興や、海外への食文化発信に、関係省庁と連携して取り組む。